千葉県
選挙管理委員会
29. 3.30
千選管第　　号

収支報告書

会計			
①	①		

平成28 年分
（　　開催分）

（ふりがな）　けいざいたいとのかい

1 政治団体の名称　経済泰斗の会

2 主たる事務所の所在地　千葉県習志野市谷津１－１７－７
三愛谷津ビル３０１

3 代表者の氏名　藤巻　健史

4 会計責任者の氏名　山田　朋広

事務担当者の氏名

山田　朋広
（電話）　03-6550-0917
（電話）
（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☑ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☑ ２以上の都道府県の区域等	☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有	
☐ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	参議院議員（現職）
資金管理団体の届出をした者の氏名	藤巻健史

国会議員関係政治団体の区分	
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	藤巻　健史
公職の種類（現職・候補者の別）	参議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	

（下欄は選挙管理委員会が記載。政治団体は何も記載しないこと）

団体コード	年分	届出年月日	翌年への繰越金
4039110	28	290330	¥17,047,542

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

収支公開室
第　　号

93

101420

(その２)

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	21,497,162
（前年からの繰越額）	8,562,058
（本年の収入額）	12,935,104
支　出　総　額	4,399,620
翌年への繰越額	17,097,542

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	9,934,275	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	3,000,000	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	12,934,275	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	12,934,275	

（その６）

(6) その他の収入		
摘　　要	金　　額	備　　考
この頁の小計	0	
1件10万円未満のもの	829	
合　　計	829	

（その７）

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1.個人	
寄附者の氏名 （団体にあっては、その名称）	金額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
藤巻健史	692,930	H28/1/27	東京都目黒区平町１－１３－１８	参議院議員	
藤巻健史	871,102	H28/2/29	東京都目黒区平町１－１３－１８	参議院議員	
藤巻健史	886,977	H28/3/31	東京都目黒区平町１－１３－１８	参議院議員	
藤巻健史	851,388	H28/4/28	東京都目黒区平町１－１３－１８	参議院議員	
藤巻健史	769,860	H28/5/31	東京都目黒区平町１－１３－１８	参議院議員	
藤巻健史	948,910	H28/6/30	東京都目黒区平町１－１３－１８	参議院議員	
藤巻健史	638,208	H28/7/29	東京都目黒区平町１－１３－１８	参議院議員	
藤巻健史	947,674	H28/8/31	東京都目黒区平町１－１３－１８	参議院議員	
藤巻健史	883,655	H28/9/30	東京都目黒区平町１－１３－１８	参議院議員	
藤巻健史	885,136	H28/10/31	東京都目黒区平町１－１３－１８	参議院議員	
藤巻健史	717,537	H28/11/30	東京都目黒区平町１－１３－１８	参議院議員	
藤巻健史	840,898	H28/12/31	東京都目黒区平町１－１３－１８	参議院議員	
この頁の小計	9,934,275				
その他の寄附	0				
合計	9,934,275				

（その７）

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	3.政治団体	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
おおさか維新の会国会議員団	1,000,000	H28/1/[illegible]	東京都品川区中延3-12-17ヴェルデール中延４０２	馬場伸幸	
おおさか維新の会国会議員団	1,000,000	H28/7/21	東京都千代田区永田町2-17-3-503	馬場伸幸	
日本維新の会国会議員団	1,000,000	H28/12/9	東京都千代田区永田町2-17-3-503	馬場伸幸	
この頁の小計	3,000,000				
その他の寄附	0				
合計	3,000,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	0	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	1,044,801	0	
(4) 事務所費	352,416	0	
小計	1,397,217	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	1,102,403	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	1,900,000	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	3,002,403	0	
合計	4,399,620		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
自動車修理代	282,000	H28/11/6	アウディジャパン販売（株）	東京都世田谷区尾山台２－３０－８	カード支払い
自動車修理代	287,173	H28/11/25	アウディジャパン販売（株）	東京都世田谷区尾山台２－３０－８	カード支払い
自動車修理代	450,000	H28/12/24	アウディジャパン販売（株）	東京都世田谷区尾山台２－３０－８	カード支払い
この頁の小計	1,019,173				
その他の支出	25,628				
合計	1,044,801				

（その14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
特別党費	60,000	H28/2/4	おおさか維新の会	大阪府大阪市中央区島之内１－１７－１６三栄長堀ビル	
自動車税	58,000	H28/5/11	都税総合事務センター	東京都豊島区西池袋1-17-1	
葉書代	10,400	H28/12/22	セブンイレブン	東京都千代田区永田町２－１－１	
自動車保険料	102,820	H28/12/26	三井住友海上火災保険（株）	東京都千代田区神田駿河台三丁目９	
自動車保険料	117,740	H28/12/26	三井住友海上火災保険（株）	東京都千代田区神田駿河台三丁目９	
この頁の小計	348,960				
その他の支出	3,456				
合計	352,416				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
				政治活動費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
飲食代	44,580	H28/1/8	和門おく山	東京都港区六本木7-12-23ﾌｫﾙﾄｩｰﾅﾋﾞﾙ2階	カード支払い
飲食代	20,000	H28/1/13	Bistro Quercus	東京都目黒区平町1-25-21-2F	
飲食代	18,414	H28/1/23	リーガロイヤルホテル	大阪府大阪市北区中之島 5-3-68	カード支払い
飲食代	12,000	H28/1/28	ｻﾞ・ｷｬﾋﾟﾄﾙﾎﾃﾙ東急	東京都千代田区永田町２－１０－３	
飲食代	27,450	H28/2/10	室町砂場	東京都中央区日本橋室町４－１－１３	
飲食代	31,320	H28/2/23	北海漁場池袋東口店	東京都豊島区南池袋1-20-11森下第5ビル５F	
飲食代	34,350	H28/3/5	北大路 赤坂茶寮	東京都千代田区永田町２－１３－５赤坂エイトワンビルＢ１F	カード支払い
食事代	45,185	H28/4/8	オーベルジュ ドゥ オオイシ	香川県高松市屋島西町６５番地	カード支払い
視察旅行代金	37,200	H28/4/10	地域活性化研究会	香川県高松市福岡町2丁目20-23	
飲食代	24,711	H28/4/14	がっしょ出雲	東京都港区赤坂3-21-14 TS共和六番館2階A室	
宿泊費	60,000	H28/4/17	名古屋マリオットアソシアホテル	愛知県名古屋市中村区名駅１－１－４	
飲食代	109,260	H28/4/25	(株)ニュー・オータニ	大阪府大阪市中央区城見１－４－１	カード支払い
食事代	43,270	H28/4/28	北大路 赤坂茶寮	東京都千代田区永田町２－１３－５赤坂エイトワンビルＢ１F	
会費	12,000	H28/5/23	ｻﾞ・ｷｬﾋﾟﾄﾙﾎﾃﾙ東急	東京都千代田区永田町２－１０－３	
食事代	15,000	H28/5/24	綱町三井倶楽部	東京都港区三田二丁目三番七号	
この頁の小計	534,740				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
				政治活動費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
飲食代	45,600	H28/7/15	麻布　和門おく山	東京都港区六本木７－１２－２３	カード支払い
食事代	15,000	H28/8/10	赤坂うまや	東京都港区赤坂４－２－３２	カード支払い
生花代	11,340	H28/8/23	(有) 国会花苑	東京都千代田区永田町1-7-1	
生花代	16,200	H28/8/23	(株) 高嶋	東京都新宿区西早稲田３－１－７	
飲食代	20,200	H28/9/2	(有) ポルタフォルトゥーナ	東京都中央区銀座２－４－６	
会費	12,000	H28/9/29	ｻﾞ･ｷｬﾋﾟﾄﾙﾎﾃﾙ東急	東京都千代田区永田町２－１０－３	
飲食代	40,000	H28/12/8	割烹大多安	宮城県仙台市青葉区立町３－７	
飲食代	40,000	H28/12/8	割烹大多安	宮城県仙台市青葉区立町３－７	
この頁の小計	200,340				
その他の支出	367,323				
合計	1,102,403				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		8．寄附・交付金	
				寄付	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
寄付	200,000	H28/3/30	おおさか維新の会	大阪府大阪市中央区島之内１－１７－１６三栄長堀ビル	
寄付	200,000	H28/5/13	おおさか維新の会国会議員団	東京都千代田区永田町2-17-3-503	
寄付	1,500,000	H28/12/6	藤巻けんたを応援する会	千葉県習志野市谷津1-17-7三愛谷津ビル301	
この頁の小計	1,900,000				
その他の支出	0				
合計	1,900,000				

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成29年　3月　27日

政治団体の名称　経済泰斗の会

会計責任者の氏名　山田　朋広　(印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

平成29年3月17日

経済泰斗の会
代表　藤巻　健史　殿

登録政治資金監査人　[illegible]
登録番号　第1432号
研修修了年月日　平成21年6月12日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、経済泰斗の会の平成28年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、経済泰斗の会の主たる事務所に作業に必要な十分なスペースがないことから、円滑な政治資金監査の実施が困難と判断し、東京都千代田区永田町　2丁目1－1参議院議員会館917号室において行った。また、当団体から事務所関連経費は支出されていない。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）　法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等振込明細書及び領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（2）　法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）　法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

経済泰斗の会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、経済泰斗の会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上